

那覇地方裁判所委員会（第10回）議事概要

1 日時 平成20年5月19日（月）午後1時30分

2 場所 那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

（委員）

赤嶺真也，伊仲誠保，稲福政賢，金武正八郎，金城初美，金城 仁，小林正明，
島袋鉄男，中島行雄（佐藤隆文委員代理），吉井広幸

（裁判所）

豊岡 実（事務局長），黒田修（刑事首席書記官）

（庶務）

日野誠一（総務課長），中里直人（総務課長補佐）

4 意見交換結果要旨（ 〃：議長， 〃：委員， 〃：裁判所）

テーマ【裁判員制度】

(1) 委員の就任

検察庁の浦田委員の異動に伴い，新たな検察官委員として佐藤隆文委員が就任したことが報告された。

(2) DVD「裁判員裁判～あなたも体験してみませんか～」の視聴

(3) 模擬選任手続・模擬評議・模擬裁判の実施結果について

吉井委員から平成19年11月及び同20年3月の模擬選任・模擬評議・模擬裁判の実施結果の報告がされた。

(4) 那覇地裁における裁判員制度実施に向けた行動計画等の説明

裁判所から新たな模擬裁判員名簿の作成に向けての取組み及びその状況や効率的かつ効果的な広報活動計画等について説明がされた。

(5) 裁判員制度の実施に向けた施設等の整備状況について

事務局長が裁判員法廷の整備状況について説明した。

(6) 意見交換

意見交換

- ・ 裁判員制度の実施に向けて

裁判員制度の印象については、本当に大丈夫だろうかという感じである。裁判所は何度か模擬裁判を行ってみて、正直なところどのような印象を持っているのか。報道では、様々な問題提起がなされているが、それに対して、裁判所は同じくらい答えていかなければならないのではないかと。

光市の母子殺害事件などは裁判員制度に大きく影響を与えようと思う。大きな事件だけがクローズアップされ、一般国民は裁判員制度について消極的になるような気がする。

裁判員制度については、国民の議論が十分に尽くされずに立法化がなされた感がある。裁判員制度で様々な問題が提起され、国民が議論をするようになることはむしろ好ましいことと考える。制度については、施行後3年を経過した時点で見直しを行うように定められており、問題があれば国民が参加しやすいように改正されるものである。裁判所にとっても克服しなければならない課題については、検討の上見直しを行うことで、制度をより利用しやすいものにしていくべきだと考えている。

裁判員制度について、弁護士の間でも反対意見は少なくなく、本当に大丈夫なのかという意見もある。しかし、決まった以上やっていくしかないと考えている。確かに不安はあるが、やってみないと分からないというのが正直なところであり、やる以上慎重かつ誠実に取り組んでいくべきと考える。

現在、制度の実施に向けて裁判員裁判の模擬裁判を重ねており、手応えとして基本的には大丈夫なのではというのが正直な印象である。

裁判員制度は、国民にとっては、自分にできるのだろうかと不安な制度であるので、個々人がそのとき持っている倫理観や価値観で意見を述べてもいいということをもっと国民に伝えてほしい。つまり、個々人の人生におけ

る価値観や判断を持ち込むことが裁判員制度にとって意味のあることだということをもっと周知させて、自分の意見に自信を持たせるようPRすることが大切なことだと考える。また、裁判官も個々人の様々な倫理観や価値観が出しやすい状況を提供しなければならないと考える。

1人で裁判をするのではなく、裁判員みんなで議論をして納得したうえで結論を出すということをもっとPRできるように努力したい。

模擬裁判等で評議が評決に結びつかないケースもあり、正直なところ裁判所として戸惑いもある。しかし、徐々にではあるが、模擬裁判の実績が蓄積されてきている。裁判所が結論に誘導するようなことはせず、意見を言ってもらえる場を提供し、また、いろいろな意見を言ってもらえると考えている。

裁判員制度は司法制度改革の最後の仕上げであり、国民が裁判を身近なものと考えられるようにしたい。法律は特別なものではなく、日常生活を規律するものであり、自分たち国民の常識と法律は一致していなければならない。裁判員制度は、国民が自分達の問題として参加することが目的である。

裁判官は、評議に際し、裁判員のどのような意見についても否定しないという手法を研究すべきだと考える。裁判員制度においては、裁判官のコーディネート能力がとても大事だと考える。

裁判員裁判においては、裁判官に裁判員と話しができる能力が必要とされる。実際の模擬裁判をみていると裁判官も充分その能力が備わっている印象を受けているので、心配はないと考えている。

- ・ 裁判員の選任について

裁判員制度を根付かせるためには、職場が裁判員を快く送り出す環境を整備する必要があるのではないか。具体的には、裁判所から裁判員候補者等に選ばれた旨の公文書を発行することなども検討しているのか。

そもそも質問票等では雇用主の情報などは分からないので、制度として、裁判所から雇用主に対して何らかの公文書を出すことは考えていない。

裁判員等選任手続期日は、裁判員候補者の方にできるだけスムーズにきてもらえるようにある程度の余裕をもって約6週間前に通知をするので、その間に職場との調整をしてもらいたい。

- ・ 今後の法教育について

裁判員制度について子供達にどのように教えていくか考えている。パンフレット等には「国民の多様な感覚」や「多様な意見」と書かれているが、もっと分かりやすい説明をする努力をすべきである。

日本では今まで法教育について忘れられていたと思う。そのことを反省し、裁判員制度をきっかけとして、今後は積極的に法教育をしていくべきである。

次回期日及び協議テーマについて

(1) 次回期日

平成20年10月20日(月)午後1時30分

(2) 協議テーマ

「裁判員制度」について